

いわき市津波被災住宅再建事業補助金に係る制度拡充について

1 目的

本事業は、福島県市町村復興支援交付金を財源とし平成25年8月に創設したもので、東日本大震災により津波被災した地域の持家住宅に居住していた方を対象とし、その住宅再建に係る支援をするものであり、住宅の建築又は購入に係る借入金の利子、移転費用、津波被災区域における宅地の嵩上げ工事費の助成を行ってきました。

しかし、地価高騰の中、新しい宅地を購入する事例や、被災時に同居していなかったため、本事業の補助対象外になってしまい制度を活用できない事例が生じていました。

この度、この問題を解消するため、新たに住宅用地の取得に係る借入金の利子の助成も制度に盛り込み、また、補助対象者要件も被災時に持家住宅に同居していた親族に限らず、持家住宅に居住していた方のために住宅再建をした親族も含まれるようにすることで、津波被災者の生活再建に一層の促進を図るものです。

2 対象者

以下の全てに該当する方

- (1) 平成23年3月11日時点において、東日本大震災の津波により被災した地域内の持ち家住宅に居住していた方、同居していた親族の方、又は持家住宅に居住していた方のために住宅再建をした親族の方（※1）
- (2) 東日本大震災による津波により、居住していた持ち家住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受け、住宅を解体した方（半壊については、やむを得ず住宅を解体した場合に限る。）で住宅を新たに取得（建設又は購入）した方
- (3) 防災集団移転促進事業及びがけ地近接等危険住宅移転事業の対象とならない方
- (4) 市税を完納されている方（納期が到来したものに限り。）
- (5) 暴力団員及び社会的非難関係者でない方（いわき市暴力団排除条例第2条第2号及び第7号）

（※1）制度拡充による対象要件緩和部分

3 補助対象事業及び補助内容

補助対象事業	補助対象経費	補助限度額
住宅建設等再建事業	住宅の建設、購入に係る金融機関からの借入金の利子に相当する額	1戸当たり 153万円
宅地購入事業	住宅用地の購入に係る金融機関からの借入金の利子に相当する額	1戸当たり 147万円
住宅移転事業	住宅の移転に伴う家財道具の運搬等に要した経費	1戸当たり 10万円
津波被災宅地防災対策事業（※1）	住宅の建設、購入に伴い、土地を0.5メートル以上盛土し、嵩上げする工事及びこれに付随する擁壁築造工事に要した経費の2分の1の額（津波被災地域内で住宅再建を行う場合に限るものとし、営利を目的とする貸家、アパートなどの不動産事業用の宅地や、非住家の再建のための宅地は対象外とする。）	1戸当たり 119万円

（※1）区画整理事業区域及び津波被災区域以外は補助対象外

4 事業期間

平成25年度～平成32年度末まで

5 予算措置

財源については、福島県市町村復興支援交付金を充当

6 その他

平成27年3月上旬に申請受付を開始予定

【事務担当】 建築指導課 指導係
電話 22-7516